

四万十市告示第66号

四万十市マイクロバス貸出要綱（小学生対象）を次のように定める。

令和8年8月17日

四万十市長 山下 元一郎

四万十市マイクロバス貸出要綱（小学生対象）

（目的）

第1条 この告示は、本市が所有するマイクロバスを市内の小学生が所属するスポーツ団体・文化団体に貸し出すことにより、本市のスポーツ及び文化の振興、青少年の健全育成を図ることを目的として実施するマイクロバスの貸出（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（車両）

第2条 事業により貸し出すことができるマイクロバスは次の表のとおりとする。ただし、状況によって別のマイクロバスを貸し出すことがある。

車種	乗車定員（運転手除く）
三菱キャブオーバー	28人

（貸出対象団体）

第3条 マイクロバスの貸出対象団体は、市内において活動する主に小学生を構成員としたスポーツ団体・文化団体とする。

（貸出対象事業）

第4条 マイクロバスは、大会参加、合宿、練習試合等に参加する場合に貸出しを可能とし、飲食、娯楽、レジャー等を主たる目的とする場合は、貸し出しを行わない。

（貸出条件）

第5条 マイクロバスの貸出しに当たっては、以下の条件を付する。

- (1) 運行可能地域 原則として四国内
- (2) 貸出可能日 土日祝日（年末年始を除く。）
- (3) 運転者の確保 マイクロバスの貸出しを受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、マイクロバスの運転に必要な運転免許を有する運転手を自らの責任において確保しなければならない。また、申請団体は、運転手に対し、謝金、報酬、その他名目のいかなを問わず、運転の労務に対する対価を支払ってはならない。
- (4) 運転者 マイクロバスの運転に必要な免許を保有し、利用団体が当該車両の運転者として適任と判断した者であって、利用予定日から起算して過去5年間に運転免許の取り消しの行政処分を受けていない者でなければならない。
- (5) 最低利用人数 5人（運転者以外に1名以上の成人が同乗すること。）
- (6) 返却時注意事項 返却時、車内清掃、外部の著しい汚れの除去、燃料の満量給油を行うこと。

（利用の申請）

第6条 申請団体は、利用予定日の14日前までに、マイクロバス利用申請書兼誓約書（様式第1号）によって市長に申請しなければならない。ただし、前回の利用と次回の利用が当該期間よりも近接している場合はこの限りではなく、速やかに市に申請を行うこと。

（利用の許可）

第7条 市長は、前条の申請内容を審査し、適当と認めたときは、マイクロバスの利用を許可し、マイクロバス利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

2 前項の許可に当たって市長は、第5条に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

（許可事項の変更）

第8条 前条第1項の許可を受けた申請団体は、利用日時、運転者、目的地又は運行経路等に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出て、承認を受けなければならない。

(車両等の点検)

第9条 運転者は、運転実施前及び実施後に車両の点検を実施すると共に、運転前には必ずアルコールチェックを行い、その結果をマイクロバス自主点検表（様式第3号）に記入し、運転の実施後にこれを市長に提出しなければならない。

(費用負担)

第10条 マイクロバスの貸出しに係る費用は無償とし、利用期間中の燃料費、高速道路・有料道路料金及び駐車場利用料は、申請団体の負担とする。

(事故時の対応及び損害賠償)

第11条 マイクロバスの利用に伴い事故が発生した場合、申請団体及び運転者は、速やかに市長に報告し、適切な処置をするよう努めなければならない。

2 前項の事故により損害が生じた場合は、市は、市が加入している自動車損害賠償責任保険及び任意保険の範囲内においてのみ負担し、それ以外の部分については、事故の原因が申請団体又は運転者の故意又は過失によるときは、申請団体、運転者又はその双方が連帯して負担しなければならない。

3 申請団体及び運転者は、マイクロバス及び付属設備を破損又は汚損した場合、速やかに市長に報告し、その指示により原状に復し、又は原状に復するために要した費用を賠償しなければならない。ただし、不可抗力等やむを得ない事由による破損又は汚損であると市長が認めた場合は、この限りでない。

(利用資格の取消し)

第12条 次の各号のいずれかに該当する団体は、当分の間、以後のマイクロバスの利用を認めないものとする。

(1) 第5条に定める貸出条件について無断で違反したとき

(2) 第6条に定める申請の内容に虚偽があったとき

(3) 第11条に定める報告を怠ったとき、及び賠償の責任があるにもかかわらず賠償しなかったとき

(4) 利用に際して市長が付した条件に違反したとき

(5) その他特に不適切であると市長が認めたとき

(利用の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、マイクロバスの利用を制限し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) 天災、悪天候等運行経路の道路状況の悪化又は各種災害警報の発令等により、マイクロバスの運行に危険を及ぼすおそれがあるとき

(2) 緊急かつ重要な用務に対応するため、市がやむを得ず車両を確保し、運行しなければならない事態が生じたとき

(3) 前条に定める取消事由に該当することが事前に判明したとき

(4) 車検又は保守点検期間中であるとき

(5) 車両の不具合等により、バスの運行に危険を及ぼすおそれがあるとき

(6) その他市長が必要と認めるとき

2 前項の規定により利用が制限された場合において申請団体は、代替輸送手段の確保等も自らの責任において講じるものとし、これによって発生した損害について市は責任を負わないものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

マイクロバス利用申請書兼誓約書

四万十市長 様

申請団体

所在地

団体名

代表者

⑨

電話番号

（緊急時に連絡可能な番号）

四万十市マイクロバス貸出要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請及び誓約します。
記

利用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から
	年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
利用車両	マイクロバス
利用目的 (具体的に)	
行き先・経路・ 時間等 ※別紙添付可	
乗車人数	
運転手	氏名
	住所
	電話番号（緊急時に連絡が取れる番号）
利用に関する 誓約事項	四万十市マイクロバス貸出要綱(以下「要綱」という。)に基づき、次の事項を確認・制約の上、借り受けます。 1 道路交通法その他の関連法令を遵守します。 2 万一事故等でマイクロバスを損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、修理に要する費用や第三者に対する被害額等は四万十市が加入している保険で補填される部分を除いて、全て申請者及び運転手の負担とします。 3 マイクロバス及びマイクロバスに積載した荷物の損害、破損及び事故等については、すべて申請者の負担とします。 4 運転手に対し、謝金、報酬、その他名目のいかなを問わず、運転の労務に対する対価を支払いません。 5 運転手は、利用日時から起算して過去5年間に運転免許の取り消しの行政処分を受けていない者です。 6 運転手は、運転の前日に過度な飲酒を控え、安全な運行に努めます。なお、運転前のアルコールチェックにおいて呼気1リットル中のアルコール濃度が0.00mgでない場合は運転を行いません。 7 運転者以外に1名以上の成人を同乗させます。

※添付書類

- ・運転手の運転免許証の写し（運転する可能性のある者すべて）
- ・初めて申請する団体は、規約、構成員名簿等、申請対象団体であることを証明する書類

様

四万十市長



マイクロバス利用許可書

年 月 日付けで申請のあったマイクロバスの利用について許可します。

期 間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利用車両	
目 的	
許可に係る条件	
その他連絡事項	

マイクロバス自主点検表

利用前点検表

点検実施者（運転者）氏名

点検箇所		点検項目	点検結果 (○・×)	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ	
			ブレーキのきき	
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ（踏みしろ）		
	原動機(エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合	
			異音	
	ウィンド・ウォッシャ	※ 噴射状態		
	ワイパー	※ 拭き取りの状態		
車の周りからの点検	灯火装置（前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器）、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合	
			汚れ	
			損傷	
	タイヤ	亀裂、損傷	亀裂	
		異状な摩耗	損傷	

利用後点検表

点検実施者（運転者）氏名

実施日時		年	月	日	時	分
1	燃料の補充	☐ 済				
2	車体外観の確認（損傷、汚れの点検） ※著しい汚れがある場合は取り除くこと	☐ 有（ ） ☐ 無				
3	車内清掃	☐ 済				
4	忘れ物確認	☐ 済				
5	その他気になった点など					

アルコールチェック表（複数日利用する場合は日ごとに実施）

日付	運転者	時刻	判定（数値）	確認者
／		：		
／		：		
／		：		

※アルコールチェックの結果、呼気1リットル中のアルコール濃度が0.00でない場合は、運転を行ってはいけません。